



世界の農業・農政

オーストラリア農業への コロナ禍の影響と対応

国際領域 上席主任研究官 玉井 哲也

1. はじめに：新型コロナウイルス感染症 の感染拡大（コロナ禍）による影響

オーストラリアでは2020年3月初めに新型コロナウイルスの感染拡大が本格化しました。同月末に1度目、同年8月初めに2度目の感染ピークがあり、今年7月からの第3波では多い時で1日の新規感染確認が2,500人を超え、以前のピークを上回る感染状況が続いています（2021年10月下旬現在）。2020年3月に現在まで継続する基本的な対策が導入されました。その内容は、自国民と永住資格者以外の入国の原則禁止です。感染状況に応じて州境での人の移動制限、レストランの営業規制など人の活動制限も行われています。

オーストラリア農業資源経済科学局（ABARES。政府の研究機関）は、農業関連でのコロナ禍の影響について、食料品の需要減少、価格低下が広く見られ、外出規制や国内外でのレストランの営業制限により高級食材の販売が影響を受けたものの、農業生産や加工の停止に至る事態は少なく、生産資材の輸入も滞りなかったため、農産物の生産への影響は小さく、国内流通への影響も限定的だったと分析しています。国内の食料供給に大きな問題はないとしたABARESですが、深刻な個別リスクとして、高級品の海外向け貨物輸送と園芸農業部門での労働者不足を挙げました。

2. 航空便での輸出に関する影響と対応

オーストラリアの水産物輸出の76%、乳製品を主体とするベビーフード輸出の半分は、航空便で運ばれていました。また、空路輸出される農水産物のうち、ロブスター等の水産物、肉類及びベビーフード等の加工品がそれぞれ26%を占めます（金額ベースでの2014年から2019年の数値）。こうした高級食材などの空輸のうちの8割は、従来、旅客便の貨物スペースに積まれてきましたが、コロナ禍により国際旅客便が大幅に減少したため、著しい輸送能力不足に陥ったのです。

政府は、コロナ禍対応として、2020年3月に経済対策を打ち出しました。その中で、海外向け貨物輸送能力の不足に対処する、国際貨物輸送支援方式（IFAM）が導入されました。高付加価値農水産物（ロブスター、高級牛肉、乳製品、果実等）を航空機により輸出する際の、航空貨物便の運用費用を補助するものです。帰路の便で、医薬品、医療機器、

個人用防護具など感染症対策のための物資を運ぶこととされています。

IFAMは2020年4月1日から、当初1.1億豪ドル（1豪ドルは約80円）の支援額で開始されました。その後支援額が追加され、順次期間が拡大して、総額約10.4億豪ドルで2022年半ばまで継続する予定です（2021年10月下旬現在）。2021年5月までに47.5万トン、68億豪ドル相当を輸送したとされています。

3. 労働力に関する影響と対応

広大な土地での穀物栽培や放牧がオーストラリア農業の特徴の一つですが、金額ベースで見ると、園芸農業（果実・ナッツ及び野菜）も、他の主要農産物である小麦・大麦等の穀物、牛肉等と遜色のない規模です（第1表）。園芸農業の主要作物は、柑橘類、リンゴ、バナナ、ブドウ、ジャガイモ、トマト等です。小麦等の穀物や牛肉、羊肉等と違って輸出比率は低く、輸入も少なく、国内需要に見合う生産が行われています。

園芸農業の特徴は、季節労働力への依存度が高いことです。園芸農業は労働集約的で労働者の数が多い上に、収穫・出荷期とその他の時期の作業量の差が大きく、労働力需要が年間を通じて大きく変動します。この変動を調整する季節労働力の中心を外国人労働者が担っています。

コロナ禍以前の2018年7月から2019年6月までの状況を見ると、園芸農場では、労働者数の過半が不定期・契約労働者で、その中で国外からの労働者が最も多くなっています（第1図）。海外労働者のうちワーキング・ホリデー（WHM）の若者が最多で、季節労働者プログラム（SWP）による短期雇用がそれに次ぎ、年間の雇用延べ人数は、それぞれ約75,000人、12,000人でした。

第1表 主要作物の生産額、輸出入額
(2017-18年度～2019-20年度の平均)

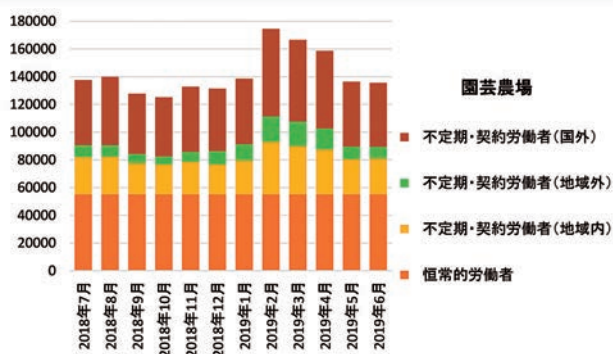
(単位：百万豪ドル)

	小麦	大麦	カン ノー ラ	砂糖	果実・ ナッツ	野菜	牛肉	羊肉	羊毛	牛乳
生産額	5,638	2,559	1,634	1,296	5,080	4,125	11,679	4,290	3,979	4,416
輸出額	4,070	1,875	1,219	1,557	2,172	396	9,566	3,735	3,196	3,318
輸入額	85	—	34	18	1,714	1,022	19	5	0	1,529

資料：ABARESの資料から筆者作成。

注1) 砂糖は、生産についてはサトウキビ、輸出入については粗糖・精糖のもの。果実・ナッツは、ワイン用ブドウを除く。牛乳は、生産が生乳、輸出入が乳製品についてのもの。

2) オーストラリアの年度は7月から6月まで。



第1図 園芸農場の労働者数

資料：ABARESの資料から筆者作成。

注。「地域内」は、当該農場が所在するの同一の地区かそれに隣接する地区に永住することを意味する。

WHMは、二国・地域間の相互理解を深める趣旨で、青少年（原則として18～30歳）に、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度です。オーストラリアは、44の国・地域を対象に、滞在期間を12か月まで認めています。

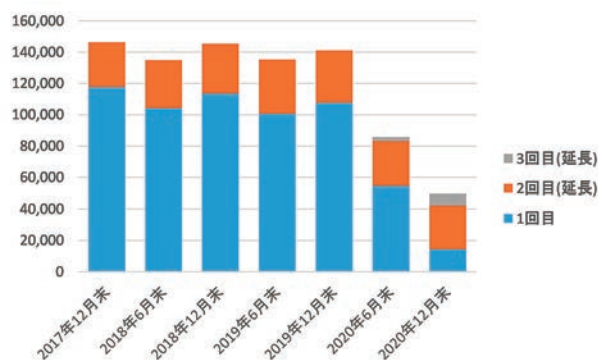
これに対してSWPは就労そのものを目的とします。農業部門及び宿泊業・観光業の雇用労働者として、太平洋島嶼国のうち9か国（フィジー、キリバス、ナウル、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル及びバヌアツ）及び東ティモールから、21歳以上の人々を9か月受け入れるものです。

SWPの2012年の制度開始以来、対象を順次拡大し、毎年の実績人数も拡大を続けてきました。2018-19年度までの累計で3万7000人余りの到着実績があります。出身国としては、トンガ、バヌアツが圧倒的に多く、この2か国で8割を超えており、トンガやバヌアツにとっては重要な雇用先ともなっています。

コロナ禍を受けて2020年3月に政府が外国人の入国を原則禁止としたため、入国済みのWHMやSWPの人々が出国していく一方で、新たな労働者は入国できなくなりました。このため、外国人労働力への依存度が大きい園芸農業部門で、深刻な労働力不足が生じ、生産が滞って国内消費者に価格上昇の影響が及ぶことが懸念されました。

政府は、外国人労働力を確保するため、2020年4月には、既に入国済みのSWP労働者の滞在期限を本来の9か月から12か月に延長しました。入国禁止措置が長期化する中、2020年9月からは、検疫隔離期間14日間を設けた上でSWP労働者を入国禁止の例外としました。詳細な実績は公表されていませんが、報道等によると、再開以後、2021年9月半ばまでに、SWPの労働者約10,600人が入国したとされています。SWPについては、かなりの程度まで確保できた模様です。

WHMについても、ビザの延長（2年目、3年目）の申請要件を緩和する特例を設けました。しかしながら、再開のめどは立っておらず、新たなビザの発



第2図 WHMビザでのオーストラリア滞在者数

資料：オーストラリア内務省資料から筆者作成。

給がほとんど行われないことから、WHMのオーストラリア滞在者数は減少の一途をたどり、2019年末の14万人余りから、2020年末には5万人弱となりました（第2図）。

4. おわりに：これまでの状況と今後の課題

オーストラリアは農産物の生産、流通、輸出に関して、全体としてはコロナ禍による深刻な影響を受けなかった模様です。大きな問題が生じた、高級品目の輸出、園芸農業における外国人労働力確保に関しては、政府が対策に乗り出し、輸出についてはIFAMが一定の成果を上げ、2022年半ばまで継続されます。労働力の確保については、SWPに関して一定の成果が上がっていますが、WHMについては再開のめどが立たない状況です。

労働力不足の中で2021年前半の収穫期を迎えた園芸農業ですが、当初懸念されたほど大きな影響はなかったとされています。ABARESは、2021年3月時点で、2020-21年度の果実・野菜は、生産量が減少し価格は対前年で7%から29%上昇すると予測していました。しかし、6月時点では、果実価格の上昇は4%、野菜価格は変化しないと見通しを改めました。労働時間の延長や他の作業の人員を収穫作業に転用すること等により、想定を超えて、労働者1人当たりの収穫量が増加したと分析されています。ただ、入国制限が更に長期化する場合には、このような応急措置的な対応では間に合わなくなるかもしれません。今後中長期的な農業労働力確保に関する考え方に影響することも考えられ、その動向が引き続き注目されます。

注. 本稿は、当研究所のプロジェクト研究資料「主要国農業政策・貿易政策」第7号、令和2年度 カントリーレポート：ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、オーストラリア（2021年3月）の第4章（オーストラリア）に、その後の動向等を加えてまとめたものです。

(https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/210331_R02cr07_04.pdf)